

越前市道路施設等維持管理業務包括委託モニタリング手順書

第1章 業績監視と改善要求措置の基本的な考え方

1 モニタリングについて

(1) 基本的な考え方

本業務の受託者は、市から道路施設等の管理を包括的に委ねられた事業主体となる。受託者は道路施設等が機能不全や利用者に支障をきたすような状態が生じないように、適切に業務を行わなければならない。そのためには、安定的かつ効果的に委託業務を遂行することが可能な状態を維持し、適切な対策を講じることが求められる。

市は、受託者の適切かつ確実な実施を確保するための措置として、「越前市道路施設等維持管理業務包括委託モニタリング手順書」(以下、「モニタリング手順書」という。)に基づき各種業務の業績の監視を行い、要求水準が達成されているかどうかを確認する。その結果、「要求水準を達成しない恐れがある」または「達成しない」と判断した場合は、本手順書に従って受託者に対する改善要求措置の勧告を行う。受託者が改善要求に従わない場合には委託料の減額、契約解除を行うことができる。

(2) モニタリングの内容

モニタリングは、「受託者自らが実施する業績監視」と「市が実施する業績監視」で構成する。

受託者は、受託者によるモニタリング実施計画書を作成し、受託者によるモニタリングを行うことで、各種業務において要求水準が達成できていることを確認する。受託者によるモニタリング実施計画書には、要求水準確認表を含めるものとし、それを用いて受託者によるモニタリングを実施する。

市は、業績監視として、受託者から提出された報告書等により定期モニタリングを行うほか、適宜、不定期のモニタリングを実施する。

(3) 受託者によるモニタリングの対象及び構成

受託者によるモニタリングは、業務要求水準書に記載される全業務を対象とする。

(4) 費用の負担

受託者によるモニタリング及び各種報告書等作成に係る費用は、受託者が負担する。なお、市が実施する業績監視に係る費用は、市が負担する。

(5) その他の事項

市が実施する業績監視は、報告書を確認することにより行うことを原則とするが、必要に応じて追加の書類を求めることができる。また、市が必要と認める場合は、各業務の実施状況を現地において確認する。

2 改善要求措置について

市が業績監視を行った結果、「受託者の責めによる事由で業績が要求水準に達成しない」または「受託者の責めによる事由で業績が要求水準に達成しない恐れがある」と市が判断した場合、債務不履行として、受託者に改善勧告、支払いの減額等の改善要求措置、契約解除措置を行う。なお、要求水準を達成するために必要な一切の費用は、受託者が負担する。

第2章 業績監視及び改善要求措置の手順

1 業績監視の手順

(1) 監視方法

ア 書類による確認

市は、定期的または不定期に、書類の確認により業績を監視する。確認時期及び確認書類は、次のとおりとする。

- ・業務実施期間中：作業日報・業務報告書等
- ・事業期間の年度末：業務完了報告書等

イ 実地による確認

市民及び利用者から苦情があった場合や、その他市が必要と認める場合、各種業務の実施状況について実地による確認を行う。

(2) 監視項目

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準に基づくものとする。また、債務不履行の結果、道路施設等の機能が麻痺する状態を「重大な不履行」、道路施設等の機能が低下する状態を「重大な不履行に該当しない不履行」とする2つの事象に分類し、改善要求措置を行う。なお、不履行の具体例は、表1のとおりである。

ア 重大な不履行

「重大な不履行」は、市民又は利用者が道路施設等を利用する上で明らかに重大な支障があり、機能の麻痺が認められる状態をいう。

イ 重大な不履行に該当しない不履行

「重大な不履行に該当しない不履行」は、市民又は利用者が道路施設等を利用する上で明らかな支障があり、機能の低下が認められる場合をいう。

表1 不履行の具体例

項 目		重大な不履行	重大な不履行に 該当しない不履行
共通	コンプライ アンス	・虚偽報告 ・隠蔽 ・報告放棄 ・法令違反による業務停止 ・資格者以外の法定業務実施 ・市の指示に合理的な理由なく従わない場合	・合理的な理由なく、各種報告が 遅延 ・報告の内容不足・不備
	業務遂行 状況	・業務放棄(各種書類の未提出、 受託者によるモニタリングの未 実施) ・虚偽報告 ・重大な事象の隠蔽	・合理的な理由なく、各種書類の 提出が7営業日以上遅延
維持管理 業務	業務遂行 状況	・業務放棄(業務の未実施) ・虚偽報告 ・重大な業務の隠蔽	・業務実施が合理的な理由なく5 営業日以上遅延
	施設の性能	・施設の機能不全の継続(通行の 遮断)	・施設の一部機能不全の継続 (通行困難)が合理的な理由な く5営業日以上続く場合
	安全性	・重大な事故(死亡、重傷者等)の 発生、または誘発する状態の発 生 ・重篤な疾病人(重症)の発生	・軽微な事故(軽微な物損、軽傷者 等)の発生 ・軽微な疾病人(軽症)の発生
	環境配慮	・環境負荷の増大 ・環境汚染の放置による重大な事 故(死亡、重傷者等)	・環境負荷の増大が想定される事 象の放置 ・環境汚染の放置による軽微な事 故(軽傷者等)

2 改善勧告及び減額措置等

(1)改善勧告等

ア 改善勧告

業績監視により債務不履行を確認した場合、市は受託者に対し直ちに改善勧告を行う。

イ 改善計画書の作成・確認

受託者は、改善勧告に基づき、直ちに債務不履行の状態の改善を目的とする改善計画書を作成し、市に提出するものとする。

市は、改善計画書について、債務不履行の状態の改善が期待できる内容であることを確認し、受託者に対して確認結果を通知する。市は、改善計画書について、債務不履行の状態の改善が期待できる内容として認められない場合は、受託者に対して改善計画の再提出を求める。

ウ 改善の実施、改善状況の確認

受託者は、確認結果の通知を受けた後、改善計画書に基づき直ちに改善を実施し、その結果を市に報告する。市は、受託者の報告に基づき、改善状況を確認する。改善が認められる場合は、事業を継続する。

(2)減額措置

市は、債務不履行があった場合に改善勧告の手続きを行った時点で、罰則点を付与する。付与した罰則点は、当該年度3月末に集計し、表2のと通りの減額割合で年度末の支払額に反映する。なお、罰則点の累積は、当該年度内とし、翌年度には継続しないものとする。

ア 重大な不履行があった場合

改善勧告の手続きを行った時点で罰則点を1回につき30点付与する。

イ 重大な不履行に該当しない不履行があった場合

改善勧告の手続きを行った時点で罰則点を1回につき5点付与する。

表2 減額割合

加算した罰則点	減額割合
29点以下	0%
30点以上59点以下	0.6～1.18%減額(罰則点×0.02%で算定)
60点以上	2.4%以上減額(罰則点×0.04%で算定)

(3)総括責任者の変更

市は、次の場合に総括責任者の変更を求めることができるものとする。

- ・改善計画書が、受託者から提出されない場合
- ・改善策が不適切と判断した場合

(4) 契約解除

上記の手続きを繰り返しても債務不履行の改善が明らかに困難と認められる場合、市は契約解除を行うことができるものとする。

(5) 損害賠償

市は、減額の手続きとは別に、債務不履行に伴う損害賠償を受託者に請求することができるものとする。

3 債務不履行発生後の対処方法

(1) 基本的な考え方

受託者は、市から債務不履行による改善の勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を市に提出し、確認・承認を得た上で債務不履行状態の改善行為の実施にあたるものとする。その場合、受託者は自らの責任において適切な処置をとるものとし、その後早急に市に報告するものとする。

(2) 改善計画書の記載内容

- ・ 債務不履行の内容
- ・ 債務不履行の場所
- ・ 債務不履行の原因
- ・ 債務不履行による影響・被害
- ・ 該当する部分の業務
- ・ 改善の方法
- ・ 改善の期限
- ・ 改善の責任者
- ・ 再発防止策

(3) 再提出

市は、改善計画書の記載内容について、改善を行うにあたり不十分または不適切であると判断した場合、また、改善行為を実施しても改善されない場合は、受託者に対して改善計画書の変更及び再提出を求めることができる。

市は、変更及び再提出を求める場合、変更が必要と判断した理由を受託者に提示する。受託者は、再提出の際に、市が提示した理由に対する対処策を付記し、改めて改善計画書を作成して提出するものとする。

第3章 契約の解除

市は、委託業務全体の継続的履行が明らかに不可能であると判断した場合には、受託者の不履行等を理由に、契約を解除することがある。この場合、市は越前市契約規則及び契約書等の定めるところに従い、契約を終了するものとする。

【参考資料】モニタリング評価の流れ

